

1

計画策定の背景

(現状と課題)

- 少子高齢化の進行、個人の価値観の多様化、インターネット等の普及による生活環境の変化に伴う、地域のつながりの希薄化、家族や地域での支え合いの機能低下の進行
- ひきこもりや支援拒否による社会からの孤立、虐待・暴力などの社会問題、8050 問題のように地域に暮らす人々の抱える課題の多様化、複雑さの度合いの増大
- 制度の狭間にいる人への支援が届かない難しいケースの増加



2

計画の位置づけ

地域福祉計画と地域福祉活動計画は、市の地域福祉を推進していく上で、同じ方向を目指し、相互に補完・連携していくことが重要であることから、一体的に策定します。

	地域福祉計画	地域福祉活動計画
根 拠 法	社会福祉法第 107 条	なし (社会福祉法第 109 条に規定する社会福祉協議会が行う活動計画を策定するもの)
内 容	地域福祉を推進するうえで基礎となる取組みの方向性を示す基本計画	社会福祉協議会が策定する自主的な福祉活動を中心とした行動計画
所 管	薩摩川内市	薩摩川内市社会福祉協議会

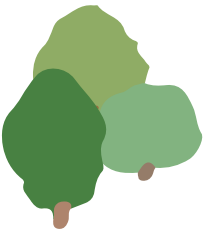


3

計画の期間

令和 7 年度（2025 年度）を初年度として令和 11 年度（2029 年度）までの 5 か年。
地域の状況、社会情勢の変化に対応していくため、年度ごとに地域福祉推進の評価をし、必要に応じて計画の見直しを行います。

令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)	令和 12 年度 (2030)	令和 13 年度 (2031)
	次期 薩摩川内市 総合計画						
	第 4 期 薩摩川内市地域福祉計画・地域福祉活動計画 (令和 7 年度～令和 11 年度)						次期計画
第 3 期 計画 (評価・見直し)					(評価・見直し)		

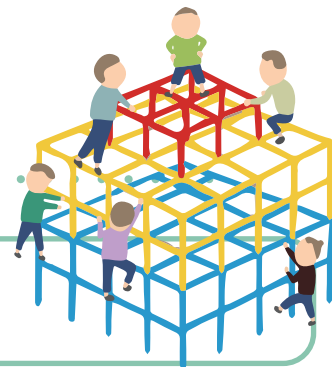


推進体制の整備

関係機関・団体等相互の連携

- ① 庁内推進体制の構築
 - ② 市民協働型推進体制の構築
 - ③ 福祉サービス提供者間のネットワークの確立
- ※「地域福祉推進委員会」において、本計画の進行管理を行い、透明で誰もが計画の推進に関われる体制の構築





基本理念

全ての市民が 住み慣れた地域で お互い支え合い
安心して健やかに 暮らせる まちづくり

基本目標 1

市民と行政の協働によるまちづくり

1 地域福祉活動の推進

- (1) 地域福祉の活動の強化
- (2) 社会福祉協議会等の機能の充実
- (3) ボランティア意識の高揚
- (4) ボランティア活動の支援及び人材の育成
- (5) 地域の見守り体制の充実

2 コミュニティ活動等への支援

- (1) コミュニティ意識の醸成
- (2) コミュニティ組織の強化と人材育成
- (3) コミュニティ活動における市民参画の促進

3 人権の尊重と男女共同参画・ダイバーシティの推進

- (1) 人権の尊重と相談体制の充実
- (2) 家庭生活と職業生活、地域活動との調和
- (3) 多様性を認め合う地域づくり活動の推進

4 包括的支援体制の整備

- (1) 市の相談支援体制の構築
- (2) 地域と連携した支援体制の充実
- (3) 重層的支援体制整備事業

基本目標 2

健康で生き生きと暮らせるまちづくり

1 健康づくりの推進

- (1) 生涯を通じた市民全体の健康づくり
- (2) 生活習慣病の予防と早期発見
- (3) 健康づくり推進体制及び社会環境整備の充実

2 医療体制の充実

- (1) 医療体制の整備
- (2) 人材の確保
- (3) 在宅医療の推進

3 地域が支える高齢者福祉の充実

- (1) 高齢者の生きがいづくりと社会参加のための環境づくり
- (2) 地域における支え合いの推進
- (3) 地域包括ケアシステムの強化

4 生きることの包括的な支援の推進

- (1) 正しい知識の普及啓発の推進
- (2) 人材の確保と支援体制の充実

基本目標 3

次世代へつなぐ共に支え合うまちづくり

1 子育て支援体制の整備及び児童福祉の充実

- (1) 母子保健体制の充実
- (2) 各地域の育児支援体制等の整備
- (3) 子育ての負担・不安の軽減
- (4) 多様な保育サービスの提供
- (5) 児童の健全な育成を図る体制の構築
- (6) 子育て相談体制の充実

2 ひとり親家庭の自立の支援

- (1) 相談・指導体制の充実
- (2) 生活の安定の確保に向けた支援
- (3) 就業機会の確保

3 障害者（児）福祉の充実

- (1) 障害者福祉に関する意識の啓発
- (2) 在宅福祉サービス等の充実
- (3) 早期療育体制の充実
- (4) 地域活動への参加促進
- (5) 雇用環境の整備、職業相談の充実



基本目標 4

誰もが安心して快適に暮らせるまちづくり

1 権利擁護の推進

2 福祉施設の機能の充実

3 福祉人材等の確保

4 避難行動要支援者への避難支援の充実

5 バリアフリー化の推進

6 生活困窮者の自立支援等の充実

再犯防止推進計画を新たに策定しました。

(計画策定の趣旨)

本市における再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、市民の犯罪被害を防止し、安全で安心して暮らせる地域社会の実現に一層寄与するため、「薩摩川内市再犯防止推進計画」を策定しました。

(根拠法・計画期間)

再犯防止法（第8条第1項）

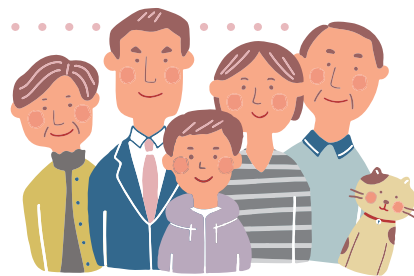
令和7年度から令和11年度までの5年間

※地域福祉計画内に包含して策定しています。

1

社会福祉協議会（社協）とは

社会福祉協議会とは、誰もが住み続けたいと思える地域づくり、「**全ての市民が住み慣れた地域でお互いに支え合い安心して健やかに暮らせるまちづくり**」をめざし、地域のみなさんやボランティア、企業団体、福祉、保健などの関係者、行政機関の協力を得ながら共に考え、実行していく地域福祉推進のための民間の社会福祉団体です。



2

地域福祉活動計画策定の流れ

住民座談会の実施

市内48地区コミュニティ協議会単位において、「地域のつながり」と「地域の居場所」等をテーマに、住民が日常で感じる不安や孤立や交流不足、地域の居場所への要望について意見を共有し、今後の取組の方向性を探る場として開催しました。



市民アンケート調査の実施

市内に住む18歳以上の方3,000人を対象としてアンケート調査を令和6年7月から8月にかけて実施しました。

1,000人以上の皆さんから回答がありました。

ニーズ
や課題
を抽出

3

計画の基本理念及び体系

基本理念

**全ての市民が住み慣れた地域で、
お互い支え合い安心して健やかに暮らせるまちづくり**

基本目標Ⅰ 支え合う福祉の地域づくり

- 1 地域における交流活動の促進
- 2 支え合い活動の推進
- 3 災害時に備えた体制の強化

身近な地域で住民同士が交流し合い、地域課題の解決や災害時に備えられるよう、支え合い、つながれる福祉の地域づくりを進めます。

基本目標Ⅱ 安心して暮らせる福祉の仕組みづくり

- 1 相談・支援体制の充実
- 2 高齢者・障害者（児）福祉サービスの充実
- 3 権利擁護の推進

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、様々な困りごとを受け止め、必要な支援につながる仕組みづくりを進めます。

基本目標Ⅲ 福祉を支える人づくり

福祉を支える担い手の養成

市民ひとりひとりが自分の住む地域に深く関心を持ち、地域福祉に関する活動に主体的に参加する人づくりを進めます。





基本目標Ⅰ

支え合う福祉の地域づくり

受…受託事業

1 地域における交流活動の促進

地域において交流を促進し、人と人とのつながりを強化します。

具体的な取組み

- (1) ふれあい・いきいきサロン事業の推進
- (2) 子育てサロン事業の推進
- (3) 子ども食堂(コミュニティ食堂)の推進
- (4) おやじごはん教室の推進
- (5) コミュニティカフェの推進 **受**
- (6) きりんの推進 **受**
- (7) はんとけん体操事業の推進

2 支え合い活動の推進

地域住民が主体的に多様化・複雑化する地域課題の解決に向けて取り組む地域活動を支援します。

具体的な取組み

- (1) 協議体(座談会)の推進
- (2) 住民支え合いマップの推進
- (3) ちいきささえ愛事業(有償ボランティア)の推進
- (4) 赤い羽根共同募金配分金事業の推進

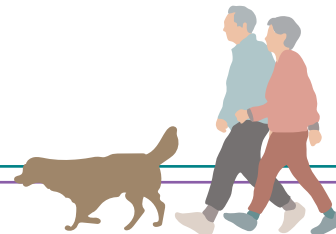


3 災害時に備えた体制の強化

大規模災害時に備え、関係団体・市の防災訓練等と連携し、災害ボランティアセンターや福祉避難所の体制強化を図ります。

具体的な取組み

- (1) 災害ボランティアセンター設置訓練の推進
- (2) 福祉避難所の設置訓練の推進
- (3) 日本赤十字社事業の推進



基本目標Ⅱ

安心して暮らせる福祉の仕組みづくり

1 相談・支援体制の充実

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、相談・支援体制を強化し、様々な困りごとを受け止め、必要な支援につながる仕組みづくりを進めます。

具体的な取組み

- (1) 地域包括支援センター事業の推進 **受**
- (2) 生活困窮者自立支援事業の推進 **受**
- (3) 心配ごと相談事業(財産・登記相談)の推進
- (4) 生活福祉資金貸付事業の推進
- (5) 緊急つなぎ資金貸付事業の推進

2 高齢者・障害者(児)福祉サービスの充実

支援を必要とする人が、必要なサービスを利用できるよう様々な機会をとらえ、サービスに関する情報を発信しその利用を促進します。

具体的な取組み

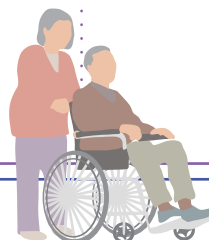
- (1) 福祉バス運営事業の推進
- (2) 子ども発達支援センターつくし園における各事業の推進 **受**

3 権利擁護の推進

判断能力が十分でない高齢者・障害者の権利を守り、本人の意思や自己決定を尊重する取組みを進めるとともに、本人や家族をはじめ、支援者等への権利擁護の普及や各制度の利用を促進します。

具体的な取組み

- (1) 権利擁護センター(中核機関)事業の推進
- (2) 法人後見事業の充実
- (3) 日常生活自立支援事業の推進



基本目標Ⅲ

福祉を支える人づくり

福祉を支える担い手の養成

市民一人ひとりが福祉への関心を持ち、福祉活動に参加しようとする意識の醸成に努めます。また、地域の福祉課題の解決等に向け、自主的に活動する人材を育成します。

具体的な取組み

- (1) 地域福祉を推進する広報活動の充実
- (2) 各種ボランティア養成講座の推進
- (3) 収集ボランティア事業の推進
- (4) 子ども達のボランティア活動の推進
- (5) 社会福祉フェスタの推進

